

高法會

高法會議筆記

明治八年一月十二日

第二十一





414  
A2675  
2

八年一月十二日

第四編

第二章 仲買人ノコトヲ説カントス

之レハ惣テノ仲買人ノコトヲ説キタルモノナリ  
仲買人ハ何如ナルモノナリヤ、例ヲ取テ説カ  
トス、

タトヘハ「パリ」ニ葡萄酒ヲ所有スルモノアル  
ニ、「パリ」ニハ買人ナシ、之レヲ日本ヘ賣ラント  
スルニ、舟ヲ雇シテ之レヲ運送スルニ、不便利ナ  
リ、依テ「横濱」ニアル人ニ托ス、ソノ任セラレタル  
モノ即テ仲買人ナリ、之レヲ賣世話人ト云フ、

天  
保  
十  
一  
年  
四  
月

司  
法  
官



又買世話人アリ、タトヘハ日本政府ニテ器械ノ  
必用ナルトキ、レヲ横濱ニテ佛人ニ托シテ  
取り寄スルナリ、ソノ任ヲ受ケタルモノ之レヲ  
買世話人ト云フ、  
即チ仲賣買人ト云クヘシ、又仲賣買世話人ト云  
フモ妨ケナレ、

民法千九百八十四條ニ代人ノトシテ説キタリ、今  
説キタル世話人ハ、此代人ニ似タリ、  
千九百八十四條ニ或ル人ニ一事件ヲ本人ノ名  
ヲ以テ頼ムノ契約ヲ代人ニ委任スルヲ得ルト

アリ

此代人ト、仲賣買人トハ似テ居レド、又違フコト  
アリ、  
代人ハ任シタル人ノ名ヲ以テ取引スルナリ、  
仲賣買人ハ、自己ノ名ヲ以テ、賣買契約ヲナスナ  
リ、  
故ニ器械ヲ買入ル、トシテ頼マレタルモノハ、我  
カ名ヲ以テ器械等ヲ買入レルモノニテ、日本改  
府ノ名ヲ以テスルニアラス、代人ノソノ本人ノ  
名ヲ以テスルモノト別ナリ、



高法ノ代人ナルモノアリ、民法ノ代人ナルモノ  
アリ、之レハ頼ミ方ニテ違フナリ、  
我カ名ヲ出シテ、此事ヲ為シテクレヨト云フト  
キハ代人トナル、

君カ名ヲ以テセヨ、云フトキハ、仲賣買人トナ  
ル、民法ニ於テモ右ニ同シク頼ミ方ニテ違フナ  
リ、

夕トヘハ「フスケ」ニテ日本ノ頼ミヲ受ケ佛ヨ  
リ自己ノ名ヲ以テ物ヲ買フニ之レハ商事ニア  
ラストモ、「フスケ」ハ代人ニアラス、仲賣買人ナ  
リ、

右ノ仲賣買人ハ賣買ニ於テ甚タ便利ナリ、  
ソノ便利ニツアリ、

第一此仲賣買人ニヨリテ、秘密ヲ保ツコトナリ、  
夕トヘハ砂糶ヲ沢山所持スルモノアリ、之レヲ  
賣ラントズルニ、一因ニ賣ルトキハ、ソノ價下ル  
ナリ、殺多ノ世話人ニ托シ少キツ、賣ルトキハ、  
價モ下ラスシテ、諸方ヘ賣ルコトヲ得ルナリ、  
ソノ他高賣ニ於テ秘密ヲ以テ利ヲ得ルコト多シ、

第二 コトニツシヨ子ール  
人ノ為ニ使ミラ為スモノ



代價ノ拂ヒ方ヲ信スルナリ、  
タトヘハ、未タ知ラザル人ニ物品ヲ賣ルトキハ、  
ソノ代價ノ滞ルトモアルヘキヤノ疑アルヲ免  
カレス、然ルニ仲賣買人ニ托スルトキハ、ソノ拂  
方ノ滞ルトモ無キヤ安心スルナリ、  
尋常ノ代人ハ、世話料ナク、又特權ハ聊カナシ  
仲賣買人ハ、ソノ世話ヲ為ス為メニ、元金額ノ幾  
分ノ世話料ヲ取ルナリ、  
平生ハ必ラス之レヲ取ルトモ、又無キトモア  
リ、

併シ裁判トナリタルトキ一方ニテハ世話料ア  
リト云ヒ、一方ニテハ無キト云フトキハ、アル方  
ト見ルナリ、  
仲賣買人ハ委任ヲ受ル人ノ為メニ金ヲ出ス  
アリ  
タトヘハ酒百樽ヲ賣ルニ百円トモナルヘシト思  
フトキ、委任シタル人ニテ、目下金ノ入用アリ、  
五千円ヲ出シ、呉レヨト云フ、ソノトキ仲買人ニ  
テ出スヲ得ルモノハ之レヲ出スナリ、  
ソノトキハ仲買人ニテソノ品物ニ付キ五十圓



ト世話料ヲ取ルノ特権ヲ有ス貨物トナルカ  
如シ

之レハ世話人即チ仲賣買人  
ヲ云フ以下同シト代人トノ區別ナリ

代人モ世話人モ同シ義務アリ、之レハ委任ヲ受

ケタル丈ケノ下、捕善ヲ行レテ利ノ揚ル様ニ注

意ヲ為スノ義務ナリ、

世話人ノ契約ヲ為スニハ、自己ノ名ヲ以テスル

ユヘ契約上ヨリ起ル義務ハ、自テ負フナリ、

ソノ世話人ト契約スル人ハ、世話人ヲ本人トシ

テ契約スルナリ、

世話人ニテ他ニ負債アルトキ、ソノ債主ト取引

スルトキハ、ソノ品物代金ト負債ト差引勘定ス

ルコトヲ得ルナリ、之レハ世話人ノ品物ニアラス

ト虽モ、ソノ契約スル人ハ、ソノ品物所有ノ本人

ト思フユヘナリ、

何事モ世話人トノ關係ニ付テハ、本人ノ關係ナ

シトモ、又關係アルトキアリ、之レハ第五百七

十五條ニ規則外ノコトアリ、世話人ノ分散トナ

リタルトキ、ソノ本人ノ品物ノ猶殘リテアルト

キハ、本人ニテソノ品物ヲ受取ルコトヲ得ル、



タトヒソノ時品物ヲクトモ、世話人ヨリソノ品  
物賣代金ヲ契約シタル人ヨリ受取ララルトキ  
ハ、本人ヨリ直チニ之レヲ受取ルヲ得ルナリ、  
此第五百七十五條ノ規則ニテハ委任シタル人  
ト外人トノ間ニ世話人ヲ入レス直チノ抵合ナ  
リ、  
ソノ外ニ委任シタル人ト外人トノ間ニ直ニア  
ラスシテ抵合フコトアリ民法ノ第千百六十六條  
ニ債主ハ債主ニ屬スル權利ヲ債主ニ對シ  
行フコトヲ得ト云フ、之レナリ

仍テ今世話人ノ分散トナルトキハ、委任シタル  
人ニテ外人ニ對シテ世話人ノ權ヲ行フコトヲ得  
ル、之レハ世話人ノ名ヲ以テスルナリ、  
之レニ及シテ外人ヨリ委任シタル人ニ對シテ  
世話人ノ權ヲ行フコトヲ得ル、  
之レハ世話人ニテ負債アルカ、又ハ委任シタル  
人ヨリ品物ヲ未タ尽ク渡サハル等ノトキナリ、  
今マテ説キタルモ、ハ世話人ノ義務ナリ、以下  
ハ委任シタル人ノ義務ヲ説カントス、  
委任シタル人ハ契約ヲ執行シタル後ニアラサ

別表第一



レハソノ義務生セス、  
タトヘハ酒ヲ賣リタルトキハ、ソノ賣リタル後  
始メテ世話料ヲ拂フカ、又ハ立替金アレハ差  
引勘定ヲ為ス如キ、之レナリ  
尤モ契約ノトモ義務ヲ生スルモノナレバ、之レ  
ヲ執行スルマテハ、ソノ契約ハ中止スル姿ナリ、  
世話料ト立替金ハ委任シタル人ニテ尽クテ拂ハ  
サルヘカラス、ソノ外ニ品物賣拂ニ付キテ生シ  
タル入費ヲ拂ハサルヘカラス、  
タトヘハ、ソノ品物ノ破損シタルニ付キ、修覆ラ

加ヘタル等ノ入費ナリ、ソノ品物ハ委任シタル  
人ノ品物ナルニヘ、之レ等ノ入費ハ、世話人ノ金  
函ヨリ拂フノ理ナシ、  
世話人ノ世話ヲ為シタル品物ヲ賣リ付ケタル  
トキ、ソノ買主ミナ代價ヲ拂ハサルトキハ、誰レ  
ノ損トナルヘキヤ、ソノトキハ委任シタル人ノ  
損トナル、之レハ元ト委任シタル人ノ品物ニテ  
即チ本人ト代人トノ間ナルユヘ、委任シタル人  
ノ損トナルハ、原則ナリ、  
元イタリヤ語ニテ信用世話人ト云ヒテ格別ナ

法目



ル世話人ナリ、  
之レハ信用ヲ主トスルユヘ、其世話料ハ倍シテ  
取ル故ニ委任シタル人ニハ、決ニテ損ヲ概ケテ  
ルナリ、

世話人ハ品物ニ付テ特權ヲ持ス、故ニ貨物ノ一  
ヲ生ス、之レ此事ヲ貨物ノ中ニ入ル、所以ナリ、  
之レハ第九十五條ニ説イテアル云々ニ自債主  
ノ特權ヲ有スヘシ 其特權ヲ得ントスルニハ第  
九十二條ニ記シタル云々、之レハソノ品物ノ我  
カ手ノ中ニアルモノニ限ルナリ、既ニソノ品物

ヲ手離セハ特權ナシ、

之レ貨物ノ限ヨリ生ス

ソノ品物ヲ所持スルニハ必ラス自己ノ倉庫中  
ニ入ル、ヲ言フノミニアラス、イトヘハ船ノ積  
荷目録ノ一葉又ハ鉄道ノ送状等ヲ受取リタル  
上ハ、即チ所持スレモノトス、即第九十二條ニ説  
キタル通りナリ、

此ノ品物ノ目録ヲ書キタル送リ状ヲ<sup>レットレド</sup>車状ト云  
フ即チ船荷ヲ送ルトキノ書付ケト同シナリ  
即チ鉄道ニ荷物ヲ送ルトキノ<sup>レットレド</sup>鉄道ノ受取書



ナリ

之レハ樂ヲ物主ト中ニ入リタルモノトニテ送  
ル状ヲ出スルニテ船ノ送リ状モアリ鉄道ノ送  
状モアリソノ車状ヲ送ルトキ中ニ入リタルモ  
ノ裏書ヲ為シテ送ル此裏書ヲ以テ所有ノ權ヲ  
送り移スナリ

為替手取モ裏書ヲ以テ所有ノ權ヲ送ルナリ  
第百三十四條ニ裏書ノコトヲ書イテアリ、為替手  
形ノ裏ニハ、ソノ何程ノ金高ヲ借リタルニ付イ  
テ、此為替手形ヲ送ルト書ク、ソノ書ク方ノ違ハ

タルトキハ、効テキモノトナルトアリ  
此車状ハ、ソノ金額ハ未タ分カラサルモノユヘ  
書キ入ル、コトヲ得ス、故ニタトヒソノ裏書ノ不  
規則ナリトモ、之レヲ無効ノモノト為スコトヲ得  
サルナリ、

為替手形ノコトハ、過日委シク説キタルユヘコ、  
ニハ云ハス、  
利息、世話料、立替金、ハ皆特權ヲ以取返スナリ、  
然レニ第百九十五條ニ於テ仲買人ハ、本人ノ為メ  
高品ヲ已レニ受取タル前ト後トヲ問ハスレバ



リ、尋常ノ質物ニ於テハ品物ヲ取りタル上ニ金  
ヲ渡スハ自然ニアルアリ、  
然ルニ此世話人ニ於テハ未タ品物ヲ受取ラザ  
ル前ニ委任シタル人ヨリ金ヲ入用ナリト云フ  
トキハ世話人ニテハ後ニ必ラス品物ヲ送ルコ  
ヲ知ルユヘニ、未タ品物ヲ受取ラスミテ金ヲ渡  
スコアリ、ソノ時ハ後ニ受取ラズル品物ヲ以テ  
件々ノ金ヲ受取ルノ特権アリ、  
之レハ世話人ニ限リ格別ナル権ナリ、  
品物ノアル間ハ特権ヲ有スルハ尋常ノコナリ

ト、既ニ賣リタリトモ、ソノ品物ノ代價本  
人ノ  
債主ニ先キ立テソノ立替金ヲ受取ルヲ得ルナ  
リ、  
第九十五條ノ末項ニ説ク通り、  
ソノ特権ハ賣世話人ノ例ナリ、  
買世話人ハ少シ違フナリ、  
タトヘハ「バリ」ニアルモノヨリ、横濱ニアルモノ  
ハ續シ買フコトヲ托シタリ、之ハ金ヲ送ラサル  
ナリ、然ル「バリ」ニアルモノハ分散トアリタリ、  
ソノトキハソノ續シ自己ノモノニ當メ置クコトナリ

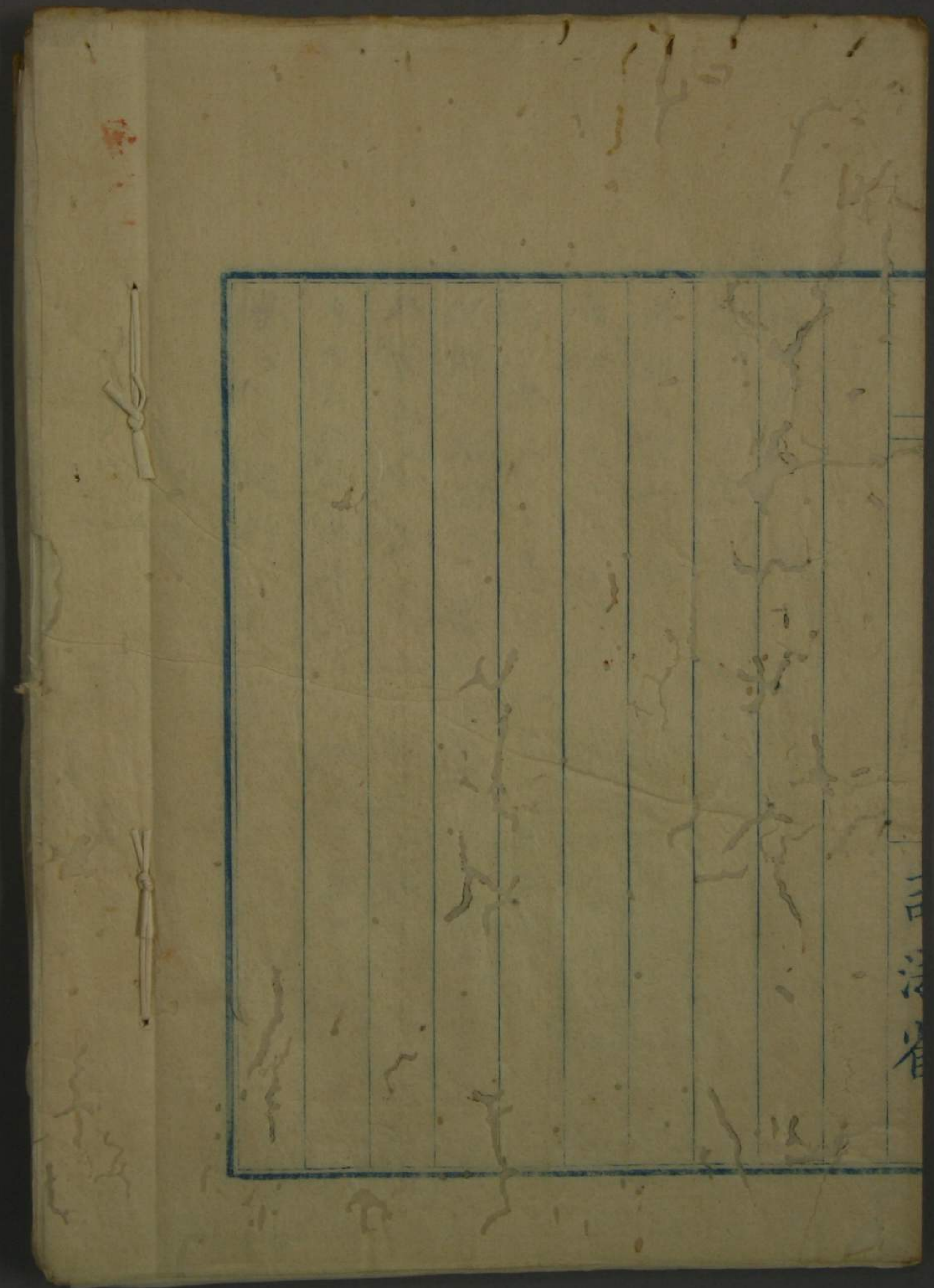


アリ、  
 併、既、  
 領ヲペリ、  
 送リタルトキハ、  
 縮ヲ取り戻ス推ハ之レナシ、  
 世話人契約ノ終リハ、  
 何トシテ付タトナレハ、  
 死去、  
 分散、  
 又ハ治産ノ禁ヲ受ケタルトキハ、  
 世話契約ハ終ルナリ、  
 高法ニ於テハ、  
 世話契約ハ、  
 ソノ人死去スレハ、  
 ソノ子ニハ及ハサレズ、  
 世話契約ノ終ルハ、  
 本人ヨリソノ契約ヲ破ルルハ、  
 又ハ世話人ヨリ断ハレハ止ナリ、  
 併シソノ契約ヲ行ヒ始メタル上ハ止ムルコトナシ

得ス、

タトヘハ、  
 一旦本人ヨリ物品ヲ送リタルトキハ、  
 双方トモニ之レヲ止ムルコトヲ得サルナリ、  
 此次ハ、  
 水陸運送ノ仲買人ノコトヲ説カントス、





白  
海  
卷